

ASIAGAP 指導員規約

本規約は、一般財団法人日本 GAP 協会（以下「協会」という）に登録された、ASIAGAP 指導員補、ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員に適用される。

（心得）

第 1 条 一般財団法人日本 GAP 協会（以下、協会）に登録された「ASIAGAP 指導員」「ASIAGAP 上級指導員」は、ASIAGAP の理念を尊重し、農場に対して誠実な指導を行う。

2 ASIAGAP 指導員・ASIAGAP 上級指導員は、ASIAGAP 指導のための知識と技術の向上に努める。

（資格の種類と定義）

第 2 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の資格の種類と定義は、下記の通りとする。

（1） ASIAGAP 指導員

ASIAGAP 指導員とは、農場が「適切で効率的な農場管理」を実現し、ASIAGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う知識のある者

（2） ASIAGAP 上級指導員

ASIAGAP 上級指導員とは、農場・団体が「適切で効率的な農場管理」を実現し、ASIAGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行う能力のある者

（資格の特典）

第 3 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は次の特典を有する。

- （1） 「JGAP/ASIAGAP 指導員 専用ホームページ」の無料利用
- （2） 「JGAP/ASIAGAP 管理点と適合基準」特別割引価格での購入
- （3） 「JGAP/ASIAGAP 指導員 専用ヘルプデスク」の利用
- （4） 「JGAP/ASIAGAP 指導員 専用メールマガジン」の利用
- （5） 「JGAP/ASIAGAP 指導員 専用イベント」への参加
- （6） 「JGAP/ASIAGAP 指導員 ロゴマーク」の利用
- （7） JGAP/ASIAGAP に関する最新情報の提供を受ける
- （8） ASIAGAP 指導員限定の情報やイベントの提供を受ける

（資格の登録、継続）

第 4 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の登録要件は以下の通りとする。

（1） 協会が承認する「ASIAGAP 指導員基礎研修」に参加し、試験に合格した者は「ASIAGAP 指導員」として資格が付与され、登録される。なお、「JGAP 指導員基礎研修」及び

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号 日本農業研究所ビル 4 階
TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

「ASIAGAP 差分研修」をもって「ASIAGAP 指導員基礎研修」とする。資格の有効期限は、登録した月の末日から起算して2年後とする。

- (2) ASIAGAP 上級指導員は、ASIAGAP 指導員の登録要件に加え、下記の要件を満たす必要がある。資格の有効期限は ASIAGAP 指導員資格の有効期限とし、特に変更しない。以下の①～②の条件をすべて満たす。

- ① 協会承認 内部監査員研修 (GAP の産地リーダー養成研修) 合格
- ② 10 件 (農場) 以上の ASIAGAP 認証取得支援

- 2 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の資格更新は、第 1 条 2 項の取組を補完するため、有効期限までに、下記のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 「JGAP/ASIAGAP 指導員 定期研修 (インターネット研修)」の研修内テスト合格
- (2) 協会承認「JGAP/ASIAGAP 指導員 現地研修」の参加
- (3) 協会承認「JGAP/ASIAGAP 内部監査員研修」の合格
- (4) 協会承認「JGAP/ASIAGAP 特別研修」の参加

- 3 更新後の有効期限も、初回の登録同様、2年間とする。有効期限内に更新手続きが完了した場合は、元の有効期限から起算して2年間とする。

(ASIAGAP 指導員補への移行)

第 5 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員が資格の有効期限までに更新を完了しなかった場合、ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の登録は抹消され、代わりに ASIAGAP 指導員補として登録される。ただし、ASIAGAP 指導員補としての登録は、有効期限の翌日から2年間とする。

- 2 ASIAGAP 指導員補は、登録期間中に具体的な手続きを完了した場合、ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員に復帰することができる。具体的な手続きは、第 4 条 2 項、同条 3 項を準用する。
- 3 ASIAGAP 指導員補は、ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員という呼称や ASIAGAP 指導員 ロゴマーク、ASIAGAP 指導員カードを使用してはならない。
- 4 ASIAGAP 指導員補は、第 3 条に定めた資格の特典を利用できない。

(資格の表現)

第 6 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。

ASIAGAP 指導員登録番号 A00000 (英語表記は「ASIAGAP Trainer No.A00000」)

ASIAGAP 上級指導員登録番号 A00000 (英語表記は「ASIAGAP Senior Trainer No.A00000」)

*ASIAGAP 指導員の登録番号は JGAP 指導員時に付与された番号を引き継ぐ。ASIAGAP 上級指導員および指導員補の登録番号は、ASIAGAP 指導員時に付与された番号を引き継ぐ。

2 ASIAGAP 指導員 ロゴマークの使用方法は下記の通りとする。

(1) ASIAGAP 指導員ロゴの内容と形と大きさ

ASIAGAP 指導員ロゴは日本 GAP 協会が提供した状態で使用することとし、内容（文言）や形の変更は認めない。大きさの変更は、縦と横の比率を保持したまま拡大または縮小することは認める。視認性を確保するため、印刷物は最小でも高さ 7mm 以上を目安に使用する。



(2) ASIAGAP 指導員ロゴの表示の条件

- a. ASIAGAP 指導員の資格を維持している者のみ使用することができる。ASIAGAP 指導員補は使用してはならない。
- b. ASIAGAP 指導員ロゴは、表示を義務付けるものではなく、表示をするかどうかは任意のものである。
- c. 名刺に表示できる。その他の使用方法については、日本 GAP 協会に問い合わせること。
- d. ASIAGAP 指導員ロゴを表示するときは、ASIAGAP 指導員番号を必ず併記し、また同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。
- e. ASIAGAP 指導員の表現方法については、ASIAGAP 指導員規約第 6 条（資格の表現）に従うこと。

(3) ASIAGAP 指導員ロゴを使用するまでの流れ

- a. デジタルデータの提供
ASIAGAP 指導員ロゴの版下デジタルデータは各自 ASIAGAP 指導員専用ホームページよりダウンロードして使用する。
- b. ASIAGAP 指導員ロゴ使用料と発行手数料
ASIAGAP 指導員ロゴの使用料と発行手数料は、無料とする。

(4) 禁止事項

ASIAGAP 指導員ロゴの独自のマークを作成して表示すること、農産物およびその加工食品の包装資材に表示して販売行為をすることを禁止する。

(ASIAGAP 指導員カード)

第 7 条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、協会より「ASIAGAP 指導員カード」が発行される。本カードは ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の資格を表すものとし

て使用し、他の目的には使用しない。また複製を許可しない。

(資格の譲渡等の禁止)

第8条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、その資格を第三者に譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。

(登録の取消し)

第9条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員、ASIAGAP 指導員補が、不適切な指導内容等により農場の信頼を裏切り、または、ASIAGAP および協会の信用を傷つけたとき、協会は違反内容の悪質性を判断したうえで、直ちに登録の取消しを行うことができる。

(活動の範囲とその責任)

第10条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、次各号の活動を行うことができる。

(1) 農場への ASIAGAP の指導、コンサルティング活動

(2) 研修会等の開催

(3) その他、前各号に付随すること

2 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、上記活動について自己責任の下で行い、協会は一切の責任を負わない。

3 ASIAGAP 指導の知識と技術が古い可能性があるため、ASIAGAP 指導員補が上記活動を単独で行うことは勧めない。もし行う場合は、ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員の管理下で行うこと。

(ASIAGAP 指導員専用ヘルプデスク)

第11条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は登録期間中に限り、指導方法等について「ヘルプデスク (ASIAGAP 指導員専用相談窓口)」に相談することができる。ヘルプデスクの連絡先は ASIAGAP 指導員カードに記載される。

(指導料の目安)

第12条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、第10条で定めた活動に関する価格を、自由に定めることができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 ASIAGAP 指導員、ASIAGAP 上級指導員は、指導で得た個人情報の取扱いに十分配慮しなければならない。

附則

本規約は 2019 年 4 月 1 日より施行される。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号 日本農業研究所ビル 4 階

TEL03-5215-1112/ FAX: 03-5215-1113

改定日

第1改定日：2019年2月26日

一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階